

2024/3/4

ヒアリング資料2 (改訂1)

京都大学複合原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表

(KUCA低濃縮化に係る変更)

国立大学法人京都大学

試験研究の用に供する原子炉等における保安規定の審査基準	本原子炉施設保安規定変更申請における適合内容及び変更箇所	備考
<p data-bbox="159 284 521 308">試験炉規則第15条第1項第1号～第5号</p> <p data-bbox="159 331 264 355">[記載省略]</p> <p data-bbox="159 467 562 491">試験炉規則第15条第1項第6号イからハまで</p> <p data-bbox="159 515 913 587">試験研究用等原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p data-bbox="159 611 353 635">1. ～3. [記載省略]</p> <p data-bbox="159 659 913 722">4. 試験研究用等原子炉の起動その他の試験研究用等原子炉の運転に当たって確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項として、以下の事項が定められていること。</p> <p data-bbox="159 746 398 770">(1) ～ (3) [記載省略]</p> <p data-bbox="159 794 656 818">(4) 試験研究用等原子炉の運転上の制限に関すること。</p> <p data-bbox="159 978 656 1002">(5) 試験研究用等原子炉の運転上の条件に関すること。</p> <p data-bbox="159 1161 353 1185">5. ～6. [記載省略]</p> <p data-bbox="159 1297 562 1321">試験炉規則第15条第1項第6号ニ～第11号</p> <p data-bbox="159 1345 264 1369">[記載省略]</p>	<p data-bbox="936 794 1697 954">令和4年4月28日付け原規規発第2204282号をもって承認された設置変更承認申請書において、KUCAの低濃縮燃料炉心に関する運転上の制限として減速材対燃料の割合及び実験物及び炉心装荷物の反応度に対する新たな制限値が設定された。別表第2では、それらの事項を定める。</p> <p data-bbox="936 978 1697 1137">令和4年4月28日付け原規規発第2204282号をもって承認された設置変更承認申請書において、KUCAの低濃縮燃料炉心に関する運転上の条件として燃料集合体及び炉心配置並びに実験物に対する種々の制限が導入された。別表第2の2第2では、それらの事項を定める。</p>	<p data-bbox="1718 284 1883 308">← 本申請の範囲外</p> <p data-bbox="1718 746 1883 770">← 本申請の範囲外</p> <p data-bbox="1718 794 2085 858">← 変更内容の詳細については、資料3を参照のこと</p> <p data-bbox="1718 978 2085 1042">← 変更内容の詳細については、資料3を参照のこと</p> <p data-bbox="1718 1161 1883 1185">← 本申請の範囲外</p> <p data-bbox="1718 1297 1883 1321">← 本申請の範囲外</p>

試験炉規則第15条第1項第12号

核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等

1. 事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、
臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。

2. [記載省略]

試験炉規則第15条第1項第13号～第21号

[記載省略]

令和4年4月28日付け原規規発第2204282号をもって承認された設置変更承認申請書における核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等に関する事項について、以下のように定める。

- ① 既設の燃料であるトリウム燃料について、専用の貯蔵庫にて貯蔵することを第62条第1項において定める。
- ② 新たに導入する低濃縮燃料の貯蔵に関して、臨界に達しないようにする措置としてバードケージに貯蔵する最大枚数を第62条第2項において定める。
- ③ 既設のトリウム燃料及び新たに導入する低濃縮燃料について、仮に異常が見つかった場合に保安のために講ずべき措置を第63条第3項において定める。
- ④ 新たに導入する低濃縮燃料を用いて構成した燃料集合体の事業所内における運搬に関して、臨界に達しないようにする措置として専用運搬台車に乗せることのできる燃料要素枚数あるいは燃料集合体数の最大値を第68条第2項において定める。
- ⑤ 燃料集合体を炉心に装荷するにあたり、誤装荷をしないよう、又、仮に誤装荷があっても起動前にそれが検知できるような作業手順を保安のために講ずべき措置として第68条第3項において定める。

← 変更内容の詳細については、資料3を参照のこと

← 本申請の範囲外

← 本申請の範囲外